

北警協第390号
令和7年1月6日

各 位

(一社) 北海道警備業協会
会 長 長 尾 昭

防火防災管理教育の終了について（お知らせ）

厳冬の候、各位には輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、本年も昨年同様、当協会の各種事業にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、標記教育につきましては、札幌市火災予防条例に基づいて実施してきましたが、令和6年11月7日付け北警協第339号でお知らせのとおり、令和6年10月3日付けで同条例が改正され、

- ① 防火防災管理教育等に関する教育担当者の選任
- ② 教育担当者による組織的な教育の実施

の規制が廃止されました。

これを受け、今後の対応について専門部会や理事会等で協議した結果、令和6年度第2回防火防災管理教育（令和7年1月20日～24日）は中止するほか、令和7年度以降についても教育事業として実施しないことを決定しました。

各位には、長年にわたり同教育を受講していただき誠にありがとうございました。

なお、条例による規制は廃止されましたが、防火防災に関する教育は適正な施設警備業務を推進するうえでは重要であり、また、ユーザー等への信頼度を醸成する意味からも、実情に応じて自社教育として実施することを妨げるものではありません。

担当事務局

指導教育第1部長 黒田

（電話 011-242-8800）